

第3章 ヒアリング調査結果

1 調査実施の概要

1.1 調査方法の詳細と留意点

本研究では、一次専門工事会社を対象としたヒアリング調査を実施。保険加入状況を把握するとともに、各職種の雇用実態や、専門工事会社と技能者の関係を把握するために行った。

(1) 調査期間

2016年11月中旬

(2) 調査対象

建設産業専門団体連合会（以降『建専連』と表記）の正会員である各専門工事業団体に加盟する専門工事会社とし、本年度は対象地域を、中国、四国に広げた。および、関東地区で別途ご協力いただいた3社を対象としている。

考察を行う上では、本調査の対象は、建専連の正会員団体に加盟する企業がほとんどである為、専門工事業界においては上位の企業の実態と捉えられ、一般の実態とは多少乖離がある可能性がある事を考慮する必要がある。

(3) 調査方法

調査はそれぞれ付録1、付録2の調査票を用いて行った。各調査共に、事前に調査票を送付し、予め記入を依頼している。ヒアリング当日は、ヒアリング調査票の設問に沿って会話形式で聞き取り調査を行った。また、ICレコーダーを用いて音声を録音し、調査後にヒアリング調査票の補完を行っている。

1.2 調査内容

調査内容は、会社の概要・社会保険の加入状況・社会保険加入に向けた取組の実施・標準見積書の活用・外国人技能実習生について・新規人材の雇用状況についてのそれぞれ5項目である。社会保険の加入状況では、社員として扱っている従業員だけでなく、社員以外の技能者についても詳細を聞く内容がある。特に、法定福利費の負担範囲や負担していない人の理由、施工体制台帳や賃金台帳に記載をしている人数や記載はあるが社員でない場合の理由、専属班や外注などの配下の技能者の構成などの質問項目は技能者の所属実態を明らかにする為に重要な内容も記載している。

表 3-1 ヒアリング対象企業概要

| 地方 | 職種分類 | 会社名 | 建設業許可業種 | 許可種別 | |
|----|------|--------|---|------|----|
| 中国 | 躯体系 | 一式 A | 建築、土木、大工、鳶・土工、鉄筋、舗装、左官、石、屋根、塗装、防水、建具他 | 大臣 | 特定 |
| | 躯体系 | 型枠 A | 建築、大工、鳶・土工、鉄筋、屋根、タイル、内装仕上 | 知事 | 一般 |
| | 仕上系 | 左官 A | 左官 | 知事 | 一般 |
| | 躯体系 | 鳶・土工 A | 鳶・土工 | 知事 | 一般 |
| 四国 | 躯体系 | 鉄筋 A | 鉄筋 | 知事 | 一般 |
| | 仕上系 | 左官 B | 左官 | 知事 | 一般 |
| | 躯体系 | 鳶・土工 B | 鳶・土工、土木 | 知事 | 一般 |
| | 設備系 | 管 A | 管 | 知事 | 特定 |
| | 仕上系 | 内装 A | 内装仕上 | 知事 | 一般 |
| | 仕上系 | 内装 B | 内装仕上 | 知事 | 一般 |
| 関東 | 仕上系 | 板金 A | 建築工事、屋根工事、板金工事、防水工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物 | 知事 | 一般 |
| | 躯体系 | 鉄筋 B | 鉄筋 | 知事 | 一般 |
| | 躯体系 | 型枠 B | 大工、鳶・土工 | 知事 | 一般 |

2 分析方法

本来であれば、専門工事会社の組織構成員は、内部に保有する「社員」と外部に発注する「下請負」に分類される。「社員」を一義に規定する法律等の定義はないが、一般論としては、社員とは雇用者であり、雇用者であれば遵守されるべき表 3-2 に挙げた保険の加入や賃金台帳の記載などの項目をすべて満たしている必要がある。ただし、高齢者、短時間勤務者などの例外は存在する。

2.1 社員の分類

本報告では、「社員」を役員と事務系、技術系、技能系、その他、外国人技能実習生の6つに分類している。

そして、技術系(技術者)とは、積算・見積・契約時の交渉等を行う番頭などの内勤あるいは建設現場における施工管理等の業務に従事する現場代理人等に該当する者。技能系(技術者)とは、一般に建設現場で直接的に作業をする者と定義している。

また、その他には、定年後に嘱託などのかたちで雇用関係が続いている者や、宿舎の管理人等が該当する。そのため、技能者でない場合、専門工事会社の組織構成図には掲載せず、処遇に関する分析からも割愛している。

外国人技能実習生は、制度上雇用契約を締結し、法定福利費の負担等を行っているため、社員として扱っている。外国人技能実習生は表 3-3 の項目全てを満たすものである。

2.2 技能者の分類

また本報告では、「技能者」を社員、中間領域、請負(協力会社)の3つに分類しており、下記にて詳細を定義している。

(1) 技能系正社員

会社が直接雇用すなわち、賃金が当該会社から直接支払われ、社会保険に加入している技能者を指す。技能系正社員には『現場』若しくは『加工場等』で働く人がいる。また、2.1 社員の分類でも述べたように、外国人技能実習生も技能系正社員として扱う。

(2) 中間領域

社員は雇用契約、外注は請負契約を結ぶと解釈すれば明快であるが、実態は両者の「中間領域」が少なからず存在している。それを、ここでは、擬制直用と呼ぶことにした。擬制とは、“立法政策上の見地から、実際の性質が異なったものを同一のものとみなし、同一の法律上の効果を与えること”(広辞苑第六版)をいう。そのため、擬制直用とは、社員ではないが、社員に準ずる扱いを受けている技能者ともいえる。

具体的には、社員と呼ばれているが社会保険に加入していない場合、雇用関係にはないものの表 3-4 の項目(表 3-2 からヒアリング調査票にピックアップしたもの)のいずれかに該当箇所が存在する場合である。

建設業における専門工事業の組織の特質として、このような中間領域すなわち擬制直用の存在があげられる。擬制直用の部分には、法で定められた適応除外や特例が当てはまるケースも多いが、場合によっては非合法、あるいは、グレーゾーンとなるケースもあり、専門工事会社と技能者の関係を複雑にしている最大の要因となっている。

(3) 専属

ほぼすべての仕事を当該専門工事会社の配下で請負う技能者を指す。当該専門工事会社の社員には該当せず、協力会社に所属している。『一人親方』『専属班許可有』『専属班許可無』等が専属の対象となる。

(4) 非専属

当該専門工事会社と常時取引関係にはあるが、専属ではなく他社の仕事も請負う技能者を指す。当該専門工事会社の社員には該当せず、協力会社に所属している。『一人親方』『非専属班許可有』『非専属班許可無』等が専属の対象となる。

2.3 組織構成図

専門工事会社と技能者の関係は複雑であるが、おおむね図 3-1 のように分類できる。調査結果から技能者の分類わけ、従業員構成の分析を行った後、図 3-1 のイメージ組織構成図のような組織構成図を会社毎に作成した。

2.4 技能者の様々な処遇形態

初めに専属率と社員率を求める。これらの定義は、当該専門工事会社に専属の技能者として働いている人に対する割合である。この専属率・社員率と「その他の指標」を比較することで、「社員でない技能労働者」がどの程度の処遇であるかを考察する。「その他の指標」は施工体制台帳にどの程度直用工と記載しているか、賃金台帳にどの程度記載しているかなどであり、同じ会社であっても、その指標ごとに該当者数は変化する。

(1) 社員率

上で述べた定義により「社員」とみなせる技能者の割合。

(2) ヘルメットの着用率

現場等で当該専門工事会社のヘルメットを着用している技能者数の割合。

(3) 施工体制台帳上「直用」とする割合

施工体制台帳に「直用」として記載している技能者の割合。

(4) 賃金台帳への記載率

当該専門工事会社の賃金台帳に記載されている技能者数の割合。

(5) 就業規則の適用率

就業規則が適用されている技能者数の割合。

(6) 法定福利費の負担率(健康保険)

当該専門工事会社が健康保険の事業主分を負担している技能者数の割合。

(7) 法定福利費の負担率(厚生年金)

当該専門工事会社が厚生年金の事業主分を負担している技能者数の割合。

(8) 法定福利費の負担率(雇用保険)

当該専門工事会社が雇用保険の事業主分を負担している技能者数の割合。

(9) 法定福利費の負担率(労災保険)

当該専門工事会社が労災保険料を負担している技能者数の割合。

(10) 専属率

非専属を含む技能者全体に対する専属（社員、その他、専属）の技能者の割合。

表 3-2 専門工事会社と技能者の関係を説明する項目

| 財務諸表上の区分 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●一般管理費 従業員給料手当に計上する従業者 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●完成工事原価 労務費計上する従業者 外注費に計上する従業者 経費に計上する授業者 |
| 法定福利費 |
| 健康保険、厚生年金の加入者（健康保険法、厚生年金法） 雇用保険の加入者（雇用保険法） 短期雇用特例被保険者、離職票の発行状況 労災上乗保険等の加入者 |
| その他法令との対応 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●建設関係法令 施工体制台帳に直用工として記載する範囲（建設業法） 注文書および請書の発行状況（建設業法） |
| <ul style="list-style-type: none"> ●労働関係法令 賃金台帳に記載する従業者（労働基準法） 健康診断を行う従業者（労働安全衛生法） 有給休暇を適用する従業者（労働基準法） |
| <ul style="list-style-type: none"> ●税法管領法令 源泉徴収する従業員（所得税法） 消費税を徴収する範囲（消費税法） 収入印紙を貼る範囲（印紙税法） |
| その他指標 |
| 自社の技能者としてヘルメットを着用する従業者 宿舎に居住する従業者 退職金の適用者 資格等の管理、名簿へ掲載し、直接手配をする従業者 |

表 3- 3 外国人技能実習生の該当項目

| | |
|------|--------------------------|
| 項目 1 | 当該専門工事会社の配下で働く技能者数 |
| 項目 2 | 当該専門工事会社の名前が入ったヘルメットの着用 |
| 項目 3 | 当該専門工事会社の作業着を着用 |
| 項目 4 | 雇用契約を締結あるいは就業規則を適用 |
| 項目 5 | 法定福利費を当該専門工事会社で負担 |
| 項目 6 | 源泉徴収の範囲 |
| 項目 7 | 当該専門工事会社の貸金台帳に記載 |
| 項目 8 | 施工体制台帳に当該専門工事会社の技能工として記載 |
| 項目 9 | 労災上乗せ保険加入範囲 |

表 3- 4 ヒアリング調査票上の項目

| | |
|------|--------------------------|
| 項目 1 | 社会保険加入 |
| 項目 2 | 雇用契約を締結あるいは就業規則の適応 |
| 項目 3 | 源泉徴収の範囲内 |
| 項目 4 | 当該専門工事会社の貸金台帳に記載 |
| 項目 5 | 賃金を常用精算(日給月給)している範囲内 |
| 項目 6 | 施工体制台帳に当該専門工事会社の技能工として記載 |

| 関係 | 分類 | イメージ組織構成図 |
|------|------------------------------|-------------------------------------|
| 社員 | 役員 事務社員 技術系社員 その他社員 | 役員 事務系 技術系 その他 |
| | 技能系正社員 | 技能系(現場) 技能系(加工場) 外国人 |
| | 中間領域 | 技能工 季節工 一人親方 パート 専属班(無) |
| 請負関係 | 専属 | 専属班(有) 専属班(無) 一人親方 |
| | 非専属 | 非専属班(有) 非専属班(無) 一人親方 |

図 3- 1 専門工事会社イメージ組織構成図

3 専門工事会社の組織

3.1 中国地方における調査結果

(1) 一式A

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|-------------------|----------------------------|
| 社員 | 役員 | 役員3名 |
| | 事務・技術系社員 その他社員 | 事務系8名・技術系46名 |
| | 技能系社員 | 現場22名 加工場等3名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | |
| 請負関係 | 専属技能者 | 土工2班18名(うち有1社) |
| | 非専属技能者 | 型枠大工4班12名(無) 型枠大工一人親方4名 |

図 3-2 一式A社 組織構成

鳶と型枠を中心とする全国的にみても大手の専門工事会社である。地元の数社と協同で認定訓練校を運営しており、入学生を社員として採用している。訓練校を卒業した人は、技能者として着任するが、経験を積んだ後に現場代理人や主任技術者として技術系社員へと移行する人もいる。

一人親方や建設業許可の無い擬制直用は存在せず、社員技能者以外は全て請負関係にある下請組織となっている。複数職種を抱えているため、専属班、非専属班ともにアンケート用紙に書ききれないとのことであった。そのため表には、アンケート回答時に記載していただいた一部の組織に関してのみ記載している。

社会保険加入状況としては、訓練校に在学中から、正社員は100%加入している。

(2) 型枠A

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|-------------------|--|
| 社員 | 役員 | 役員3名 |
| | 事務・技術系社員 その他社員 | 事務系5名・技術系2名 |
| | 技能系社員 | 現場13名 うち外国人実習生3名 加工場等11名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | |
| 請負関係 | 専属技能者 | 型枠21班77名(有) 型枠12班17名(無) 解体6班39名(有) 解体一人親方1名 |
| | 非専属技能者 | |

図 3-3 型枠 A 社 組織構成

型枠 A 社は、上記の一式 A 社と同様の認定訓練校に参加している。擬制直用といえる人や組織はなく、型枠、解体とも全て専属である。技能系の社員は、外国人技能実習生を含め、全て社会保険に加入している。

(3) 左官A

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|----------|-----------|
| 社員 | 役員 | 役員2名 |
| | 事務・技術系社員 | 事務系1名 |
| | その他社員 | |
| | 技能系社員 | 現場11名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | |
| 請負関係 | 専属技能者 | |
| | 非専属技能者 | 左官1班5名(有) |

図 3-4 左官A社 組織構成

社員のうち6名が65歳以上、うち2名が70歳以上であり、被保険者から除外されている。会社規模は小さく、非専属の下請が1班5名いるだけで、擬制直用に該当する人や組織は存在しない。

(4) 鳶・土工A

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|-------------------|-------------|
| 社員 | 役員 | 役員2名 |
| | 事務・技術系社員 その他社員 | 事務系4名・技術系7名 |
| | 技能系社員 | 現場32名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | |
| 請負関係 | 専属技能者 | 鳶3班11名(有) |
| | 非専属技能者 | 鳶10班79名(有) |

図 3-5 鳶・土工A社 組織構成

社員のうち4名が65歳以上、うち1名が70歳以上で、被保険者から除外されている。擬制直用に該当する人や組織は存在せず、技能系社員については全員の法定福利費が負担されている。

3.2 四国地方の調査結果

(1) 鉄筋 A

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|-------------------------|--------------------------------------|
| 社員 | 役員 事務・技術系社員 その他社員 | 役員6名 事務系4名・技術系5名 1名 |
| | 技能系社員 | 現場35名うち外国人実習生3名 加工場等28名うち外国人実習生4名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | |
| 請負関係 | 専属技能者 | |
| | 非専属技能者 | 鉄筋4班60名(有) |

図 3-6 鉄筋 A 社 組織構成

社員のうち4名が65歳以上であり、被保険者から除外される。擬制直用に該当する人や組織は存在せず、技能系社員については全員の法定福利費が負担されている。

施工体制台帳上「直用」とする人数が、社員率を下回る結果となった。これは技能系社員のうち加工場等で働く社員を除いているためである。専属の下請は存在しない。

(2) 左官 B

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|----------|-----------------|
| 社員 | 役員 | 役員3名 |
| | 事務・技術系社員 | 事務系1名 |
| | その他社員 | |
| | 技能系社員 | 現場19名うち外国人実習生8名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | |
| 請負関係 | 専属技能者 | |
| | 非専属技能者 | |

図 3-7 左官 B 社 組織構成

社員のうち3名が65歳以上であり、被保険者から除外されている。擬制直用に該当する人や組織は存在せず、技能系社員については全員の法定福利費が負担されている。

専属班、非専属班とも持たない理由として、全国的に左官が減少しており、他社に仕事を頼めないで、外国人技能実習生を利用しているとのことであった。

(3) 鳶・土工B

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|-------------------|----------------------------|
| 社員 | 役員 | 役員3名 |
| | 事務・技術系社員 その他社員 | 事務系2名 |
| | 技能系社員 | 現場18名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | 鳶6班15名(無) 一人親方3名 |
| 請負関係 | 専属技能者 | 鳶2班15名(有) 土木・解体2班11名(有) |
| | 非専属技能者 | |

図 3-8 鳶・土工B社 社組織構成

役員3人のうち1人が無報酬のため法定福利費の対象外である。技能系社員のうち1名が70歳以上であり、被保険者から除外されている。擬制直用に該当する人や組織は存在しないため、技能系社員については全員の法定福利費が負担されている。

施工体制台帳上「直用」としているが社員ではない鳶工6班15名と、一人親方3名を擬制直用とした。擬制直用が存在する理由は、「注文書、契約書、安全書類等書類の作成、管理が出来ないため。」「現場代理人等の選任ができないため。」である。

(4) 管 A

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|-------------------|--------------------------|
| 社員 | 役員 | 役員4名 |
| | 事務・技術系社員 その他社員 | 事務系3名・技術系5名 |
| | 技能系社員 | 現場7名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | |
| 請負関係 | 専属技能者 | 配管4班15名(無) |
| | 非専属技能者 | 配管3班10名(有) 配管8班10名(無) |

図 3-9 管 A 社 組織構成

社員のうち2名が65歳以上であり、被保険者から除外される。擬制直用に該当する人や組織はないため、技能系社員については全員の法定福利費が負担されている。

非専属技能者について、建設業許可の無い班のほとんどは一人親方である。

(5) 内装A

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|-------------------|--------------|
| 社員 | 役員 | 役員2名 |
| | 事務・技術系社員 その他社員 | 事務系8名・技術系3名 |
| | 技能系社員 | 現場8名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | 内装工15班30名(無) |
| 請負関係 | 専属技能者 | |
| | 非専属技能者 | 内装工20班35名(無) |

図 3-10 内装A社 組織構成

技術系社員のうち1名が年金受給者であり、法定福利費の対象外である。技能系社員については全員の法定福利費が負担されている。

施工体制台帳上「直用」としているが、社員ではない内装工15班30人が擬制直用に該当する。これらは、「施工体制台帳が電子になっているところでは、1人ずつが2次下請会社となり、(入力の)手間がかかるため、直用としている」との回答を得た。

(6) 内装B

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|-------------------|-------------------------------------|
| 社員 | 役員 | 役員3名 |
| | 事務・技術系社員 その他社員 | 事務系11名・技術系1名 |
| | 技能系社員 | (現場)35名うち外国人実習生5名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | 内装工4班60名(有) 内装工一人親方23名 季節工40名 |
| 請負関係 | 専属技能者 | |
| | 非専属技能者 | |

図 3- 11 内装B社 組織構成

社員のうち3名が65歳以上、うち2名が70歳以上であり、法定福利費の対象外である。擬制直用に該当する人や組織はないため、技能系社員については全員の法定福利費が負担されている。

施工体制台帳上「直用」とする割合、賃金台帳へ記載率、就業規則の適用率が75%、法定福利費の負担率が4保険すべて32%となり、社員率は22%となる。内装工4班60名、一人親方23名、季節工40名が擬制直用に該当する。

3.3 関東における調査結果

(1) 板金 A

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|-------------------|-------------------------------------|
| 社員 | 役員 | 役員6名 |
| | 事務・技術系社員 その他社員 | 事務系5名・技術系3名 |
| | 技能系社員 | 現場12名うち外国人技能実習生9名 加工場2名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | |
| 請負関係 | 専属技能者 | 板金工1班6名(有) 板金工4班12名(無) 一人親方4名 |
| | 非専属 | |

図 3-12 板金 A 社 組織構成

社員のうち2名は高齢のため厚生年金が適用除外となっている。擬制直用に該当する人や組織は存在しないため、技能系社員については全員の法定福利費が負担されている。

施工体制台帳上「直用」とする人数、賃金台帳に記載する人数、就業規則の適用人数、ヘルメットの着用人数のそれぞれについて、社員技能者より2名ずつ少ない回答であるが、これは加工場の技能者2名が除外されているためである。

(2) 鉄筋 B

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|-------------------------|--------------------------------------|
| 社員 | 役員 事務・技術系社員 その他社員 | 役員3名 事務系10名 その他5名 |
| | 技能系社員 | 現場43名うち外国人実習生12名 加工場10名うち外国人実習生5名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | 鉄筋13名 |
| 請負関係 | 専属技能者 | 鉄筋14名 |
| | 非専属技能者 | |

図 3- 13 鉄筋 B 社 組織構成

技能系社員が 53 名と多い。施工体制台帳上「直用」とする割合が社員率を上回る理由として、建設業許可を持っていないので 500 万円以上の仕事を発注できない、一人親方としてしまうと労災保険に加入できない等であるという回答を得た。

(3) 型枠 B

| 大分類 | 小分類 | 構成員 |
|------|-------------------------|---|
| 社員 | 役員 事務・技術系社員 その他社員 | 役員4名 事務系1名・技術系2名 |
| | 技能系社員 | 現場10名 加工場1名 |
| 中間領域 | 擬制直用 | 不明 |
| 請負関係 | 専属技能者 | 型枠9班67名(有) 型枠5班17名(無) 解体工2班18名(有) 解体工1班4名(無) |
| | 非専属技能者 | |

図 3-14 型枠 B 社 組織構成

技能系社員は全員社会保険に加入している。擬制直用の詳細は不明であるが、専属技能者について詳細に把握されているので、存在しないと考える良さそうである。

4.2 ヘルメット着用率

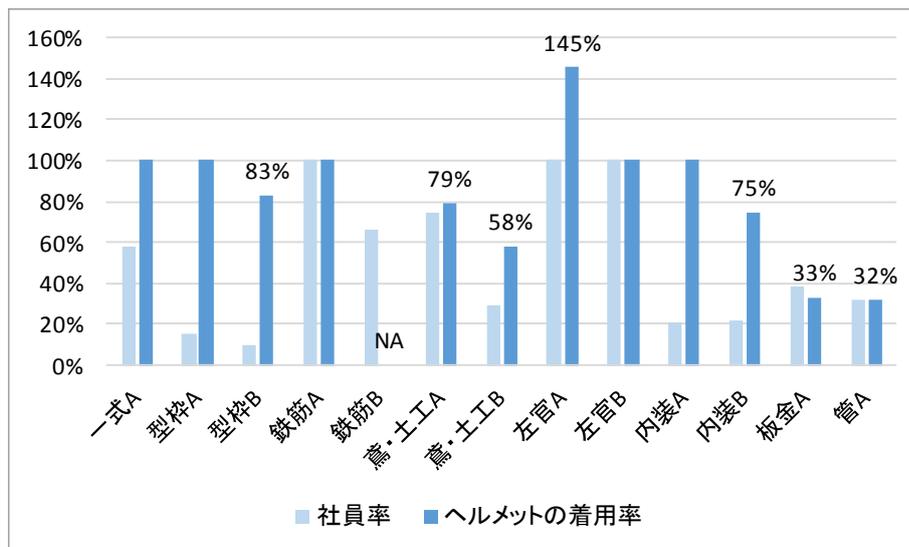


図 3-16 ヘルメット着用率

今回、13社中8社のヘルメット着用率が社員率を上回った。一式A社は、専属下請の土工にヘルメットを貸与しているが色で区別しているということであった。型枠A社は、社員以外のヘルメットについてはA社の社名に加え下請会社の社名を併記して区別しているということであった。鷹・土工B社は、ヘルメットが高額という理由で一人親方にヘルメットを支給しているということであった。

4.3 施工体制台帳上「直用」とする割合

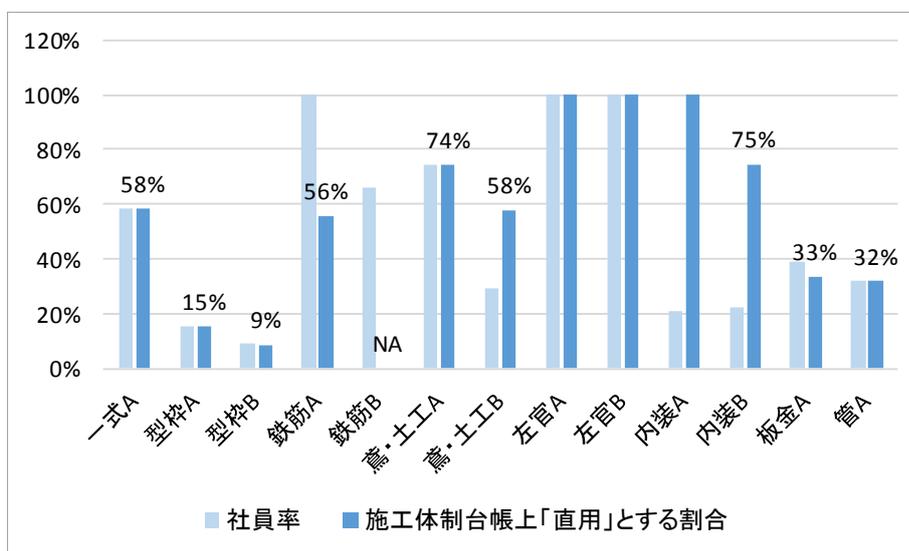


図 3-17 施工体制台帳上「直用」とする割合

施工体制台帳上「直用工」とする割合が社員率を上回る場合には、その差は擬制直用となる。擬制直用は、2社でみられた。鉄筋A社は、直用率が社員率を下回っているが、これは加工場で働いている技能系正社員が存在するためである。

4.4 賃金台帳への記載率

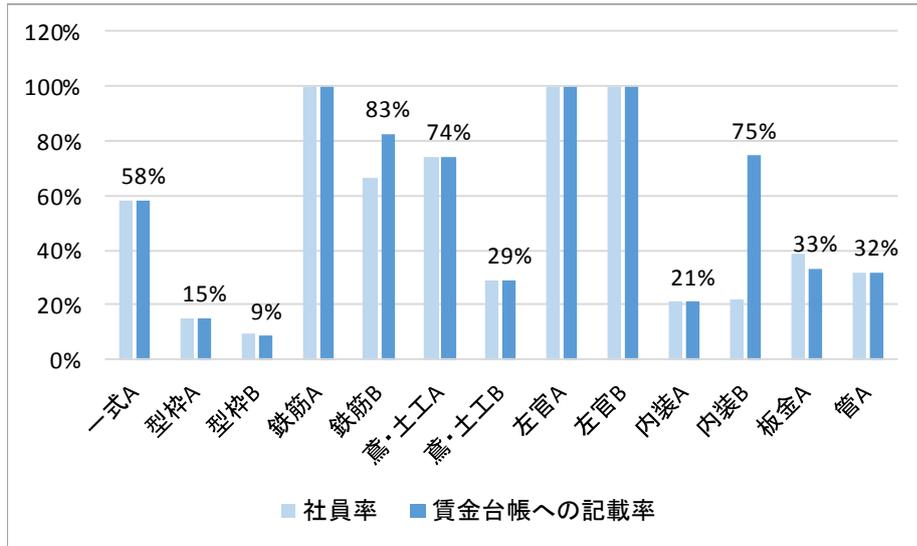


図 3-18 賃金台帳への記載率

賃金台帳への記載率が社員率を上回る場合には、その差は擬制直用となる。鉄筋B社は、建設業許可のない専属下請と一人親方が擬制直用に該当する。内装B社は、専属班と季節工が擬制直用に該当している。

4.5 就業規則の適用率

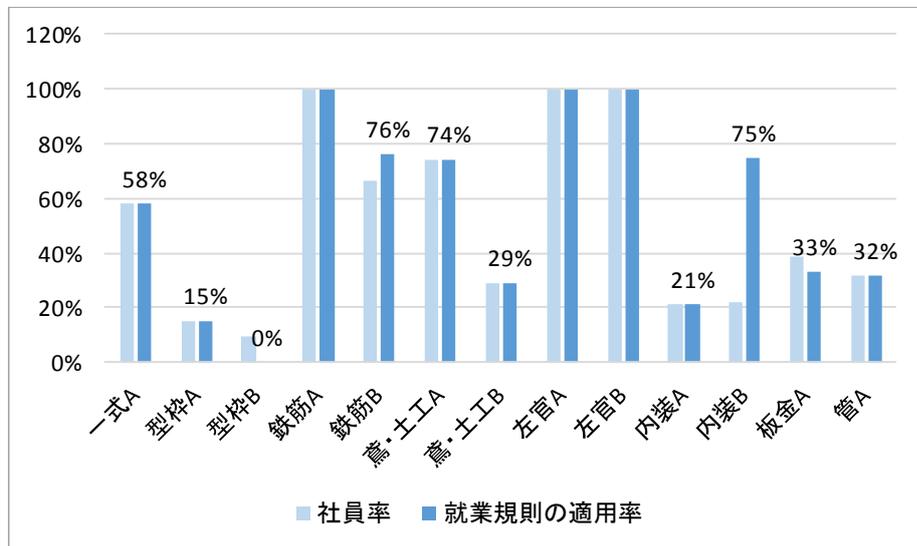


図 3-19 就業規則の適用率

就業規則の適用率が社員率を上回る場合には、その差は擬制直用となる。鉄筋B社は、上述の通り建設業許可の無い専属下請と一人親方が該当している。内装Bも上述と同様、専属班と季節工が該当している。

4.6 法定福利費の負担率(健康保険)

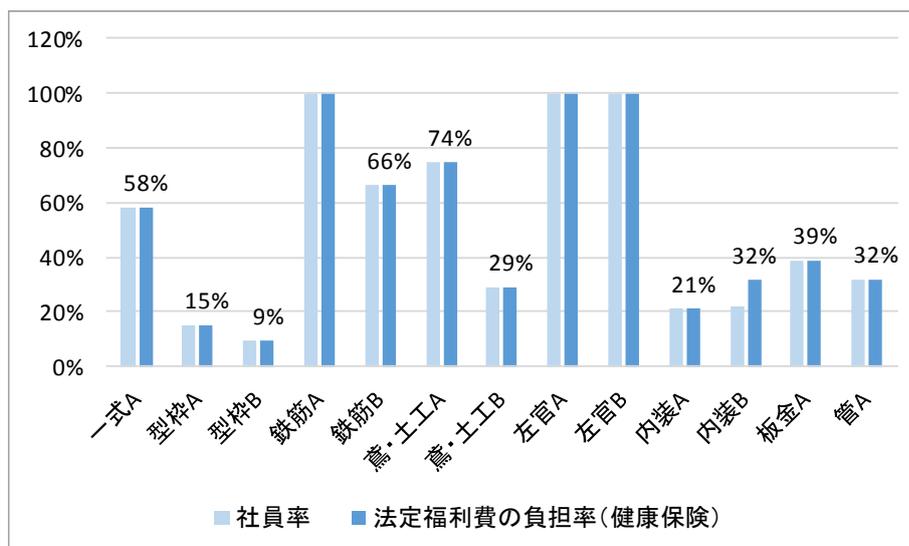


図 3-20 法定福利費の負担率(健康保険)

法定福利費の負担率が社員率を上回る場合には、その差は擬制直用となるが、該当するのは内装B社のみであった。昨年までの調査を含めると、60社中12社が該当するが、擬制直用に協会けんぽを適用していることは少なく、多くの場合が個人負担すべき国保の保険料を補助しているケースである。

4.7 法定福利費の負担率(厚生年金保険)

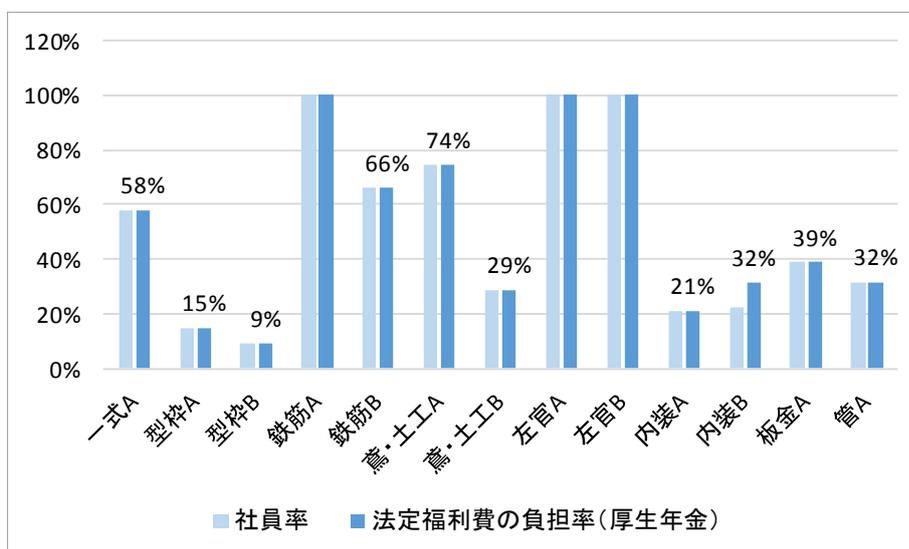


図 3-21 法定福利費の負担率(厚生年金保険)

法定福利費の負担率が社員率を上回る場合には、その差は擬制直用となるが、厚生年金保険については、内装Bが該当した。健康保険でも同じ数値であったので、季節工が多い同社の特殊な事情が影響している可能性がある。

4.8 法定福利費の負担率(雇用保険)

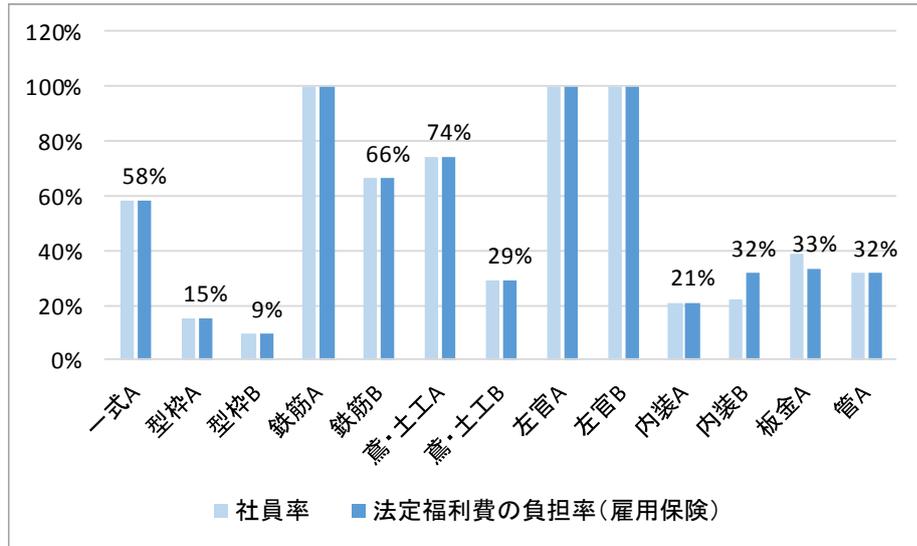


図 3- 22 法定福利費の負担率（雇用保険）

法定福利費の負担率が社員率を上回る場合には、その差は擬制直用になるが、雇用保険についても、内装 B 社のみが該当した。

4.9 法定福利費の負担率(労災保険)

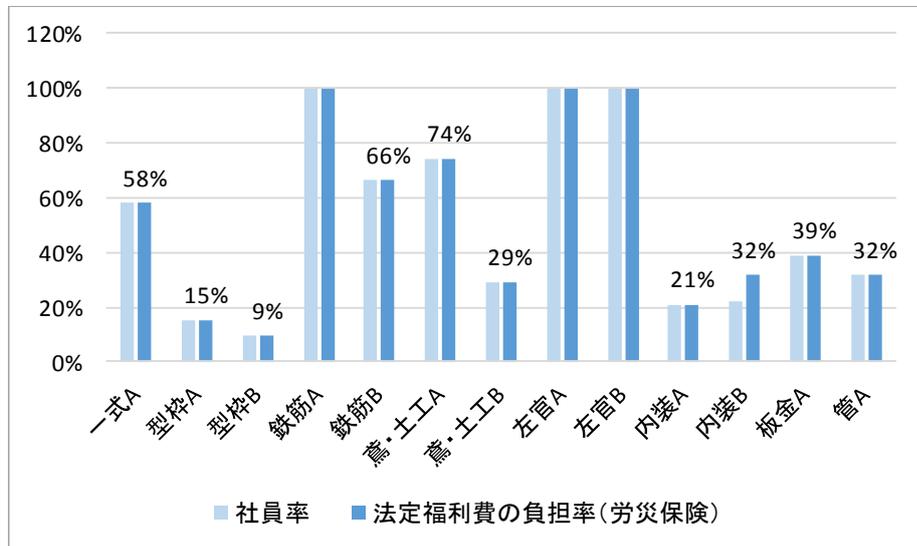


図 3- 23 法定福利費の負担率（労災保険）

法定福利費の負担率が社員率を上回る場合には、その差は擬制直用になるが、労災保険においても、内装 B 社のみが該当した。